

## 第25号議案

### 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第7条第1項」を「、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に改める。

第2条の見出し中「任期」を「職員の任期」に改める。

第8条を第13条とする。

第7条中「及び一般任期付職員」を「、一般任期付職員及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第12条とする。

第6条中「職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)」を「職員休日休暇条例」に、「及び一般任期付職員」を「、一般任期付職員及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第11条とする。

第5条第1項中「及び第15条の8」を「、第15条の8及び第17条」に、「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号。以下「市町村立学校教職員給与等条例」という。)」を「市町村立学校教職員給与等条例」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げ、同条第8項中「昭和46年島根県条例第5号」の次に「。以下「職員特殊勤務手当条例」という。」を加え、同項を同条第7項とし、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

第9条 職員給与条例第17条の規定は、一般任期付職員及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

第10条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する職員給与条例の規定の適用については、次

の表の左欄に掲げる職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第6項及び第7項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる

		勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第13条第4項	第2項の	任期付職員条例第10条第1項の
第13条第5項	減じた割合、	減じた割合（その時間が任期付職員条例第10条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合）、
第15条の11第2項及び第17	再任用職員	任期付短時間勤務職員

条		
---	--	--

2 任期付短時間勤務職員に対する県立学校教育職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校教育職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第2項及び第3項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第20条第2項第2号	再任用短時間勤務教育職員	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務教育職員」という。）

第26条の2	再任用教育職員	任期付短時間勤務教育職員
--------	---------	--------------

- 3 任期付短時間勤務職員に対する市町村立学校教職員給与等条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる市町村立学校教職員給与等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、第22条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項及び第3項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第18条第2項第2号	再任用短時間勤務教職員	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短

		時間勤務教職員」という。)
第19条の5第 1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務教職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第19条の5第 4項	第2項の	任期付職員条例第10条第3項の
第19条の5第 5項	減じた割合、	減じた割合(その時間が任期付職員条例第10条第3項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間

		である場合は、100分の125)を減じた割合)、
第20条の3	再任用教職員	任期付短時間勤務教職員

- 4 任期付短時間勤務職員に対する企業局職員給与条例第17条の3第2項の規定の適用については、同項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。
- 5 任期付短時間勤務職員に対する職員特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の2	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	第2条第3項	第2条第5項
第40条第2項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

6 任期付短時間勤務職員に対する病院局職員給与条例第23条第2項の規定の適用については、同項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。

第4条第1項中「第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」を「特定任期付職員」に改め、同条を第7条とする。

第3条中「法第7条第1項」を「前2項」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加え、同条を第6条とする。

任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

第2条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保する



ために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認

(2) 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号。以下「職員休日休暇条例」という。)第12条第1項に規定する介護休暇、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)第12条第1項(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号。以下「市町村立学校教職員給与等条例」という。)第22条の10の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する介護休暇その他これらに相当する休暇として人事委員会規則で定める休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項の条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる

業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第10条中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び」を「、」に改め、「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の次に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を加える。

第7条第2項及び第13条中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7

号)の一部を次のように改正する。

第22条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)第4条の規定により採用された教職員(以下「任期付短時間勤務教職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

第22条の2第1項ただし書及び第2項ただし書中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員」に改める。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び」を「、」に改め、「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」という。)の次に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)第4条の規定により採用された教育職員(以下「任期付短時間勤務教育職員」という。)」を加える。

第8条第2項中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条の表中「第4条第2項」を「第7条第2項」に、「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

( 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正 )

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ( 平成26年島根県条例第51号 ) の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

附則第11項中「第4条第4項」を「第7条第4項」に改める。